

実地指導による介護報酬自主返還の手続き方法について（連絡）

実地指導により介護給付費の返還が生じる場合は、自主点検を行ったうえで、以下の手順により返還を行ってください。

- 1 介護保険課指導担当へ、提出期限までに改善報告書及び都城市分の返還同意書、介護給付費返還計画書、介護報酬返還額一覧を提出し、内容について確認を受けてください。（書類に不備があったり改善の状況が不十分だった場合は再提出となります。）
- 2 指導担当から、上記の書類について確認完了の連絡がきましたら、都城市の返還分について、介護給付費過誤申立依頼書を指導担当に提出してください。
- 3 都城市以外の保険者への返還がある場合は、指導担当まで報告ください。指導担当から各保険者へ自主返還がある旨、連絡いたします。その後、各保険者から、過誤申立の方法等について指示を仰いでください。

4 返還方法

- ① 原則として同月過誤申立により返還していただきます。
- ② 毎月市から事業者にお支払いする介護給付費の中で相殺しながらの返還になるため、毎月の支払額以上の返還となる場合は、国保連合会から発行される納入通知書による支払いとなります。また、事業所が既に休・廃止していて国保連合会を通じて過誤処理による相殺ができない場合にも、納入通知書を発行しますので、直接金融機関でお支払いください。
- ③ 件数が多い場合、金額が多額の場合には分割しての過誤も可能です。

・実地指導による返還の場合、申立事由コードの下2桁は「4 A」になります。

④ 再請求をする場合、過誤申立依頼書を提出した月の翌月10日までに正しい請求を国保連合会に上げてください。

⑤ 生活保護受給者に対する公費は保護課に、生計困難者に対する利用者負担の減額を実施して市から軽減に対する補助金を受けている場合は別途介護保険課に返還することとなります。

居宅介護支援の運営基準減算について

◆ 運営基準減算に該当した場合、1月目の介護報酬は半分となり、2月目以降は算定できません。運営基準減算に該当した1月目の介護報酬を再請求する場合は、運営基準減算のサービスコードがありますので、当該サービスコードで再請求してください。

5 利用者への返金については事業者の責任において確실히行ってください。

健康部介護保険課指導担当

電話 23-2688

FAX 23-2143

E-mail : kaigo@city.miyakonojo.miyazaki.jp